令和９年度　北九州市子ども総合センター会計年度任用職員募集要項

令和８年１１月
北　九　州　市

□　**試験実施日**　　**令和8年１２月6日（日）**

□　**受 付 期 間**　　**令和8年１１月2日（月）～令和8年１１月１９日（木）**

〇受付時間　　８時３０分～１７時１５分（土曜日、日曜日、祝日を除く）

〇提出先　　北九州市子ども総合センター（ウェルとばた７階）
ただし、郵送の場合は、簡易書留で郵送してください。
令和8年１１月１９日（木）必着

※子ども総合センターには、無料駐車場はありません。
公共交通機関又は有料駐車場をご利用ください。

１　試験実施の趣旨

この試験は、令和９年度における北九州市子ども総合センターの会計年度任用職員の任用にあたり、必要な適性を判断するために実施するものです。

２　採用予定者数・受験資格

（１）採用予定者数
各若干名

（２）次のいずれかに該当する人は、受験できません。
① 拘禁刑以上の刑に処され、その執行が終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの人。
② 北九州市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない人。
③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人。
※ 後に受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。
また、申込書の記載事項に虚偽があった場合も、合格を取り消すことがあります。

３　試験

（１）試　験　日　　令和8年１２月6日（日）
集合時間及び試験時間は、申込受付期間後に郵送する受験票に記載しています。

（２）試　験　場　　ウェルとばた（会場詳細は、申込後に送付する受験票に記載しています）
無料駐車場はありませんので公共交通機関又は有料駐車場をご利用ください。

（３）試 験 方 法　　作文及び面接　※受験票を持参してください。

（４）合格者（採用内定者）の決定
合格者（採用内定者）は、各職種ごとに成績上位者から定数の範囲内で決定します。
合格基準点に達した者のうち、定数を超えた者については補欠合格者とします。補欠合格者は、任用辞退、退職その他の理由により欠員が生じた場合に、成績順に繰上げて合格とすることがあります。
なお、補欠合格の有効期間は令和１０年3月３１日までとします。

（５）合 格 発 表
試験結果は、文書で通知するとともに、北九州市のホームページでも合格者（採用内定者）の受験番号を掲載します。電話での問合せには応じられません。

なお、合格者（採用内定者）について、採用の決定にあたり必要に応じて関係機関へ照会を行います。暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条６号に規定する暴力団員）は、合格者として決定されません。

こども性暴力防止法に基づく犯罪事実確認について（令和 8 年 12 月 25 日以降に採用を内定された者が対象）

- こどもと接する業務（以下「本業務」といいます。）に従事する者については、令和 8 年 12 月 25 日に施行される「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪前科がないこと（特定性犯罪事実該当者でないこと）を採用条件とします。

- 特定性犯罪事実該当者であることが確認された場合には、こども性暴力防止法に基づき、児童対象性暴力等のおそれの判断を行った上で、本業務に従事させないこと等の必要な措置を講じることとなります。
このため、採用選考の段階において、申込書類や履歴書等により、特定性犯罪前科の有無を確認します。

- 令和 8 年 12 月 25 日以降に採用を内定する者については、採用内定後、こども性暴力防止法に基づく犯罪事実確認を行います。犯罪事実確認に当たっては、採用内定者本人による、こども性暴力防止法関連システム（こまもろうシステム）への **アカウント登録** 、**本人認証** 及び**「出生から現在までのすべての戸籍情報」等の登録** が必要となります。戸籍情報等の登録は、原則として、マイナンバーカードを利用して本人認証を行い、システム上で手続きを行います。
犯罪事実確認の手続きを円滑に行うため、マイナンバーカードをお持ちでない方は、取得をご検討ください。

- マイナンバーカードを利用した手続きで確認できない戸籍・除籍・改製原戸籍などがある場合
情報を確認できなかった戸籍・除籍・改製原戸籍などを管理する地方公共団体より、紙の戸籍・除籍・改製原戸籍などを取り寄せ、システムに登録する手続きが必要になります。

- 採用内定者本人が戸籍情報等の登録を完了した後、子ども総合センターに犯罪事実確認の結果が通知されるまでには、１カ月程度を要します。
犯罪事実確認の結果、特定性犯罪事実該当者であることが確認された場合には、児童対象性暴力等のおそれについて判断した上で、本業務に従事させないため、内定の取消し等の措置を講じる場合があります。

- 犯罪事実確認に必要な手続きを行わない場合や、内定者本人に起因する理由による戸籍情報等の登録遅れなどにより、採用予定日までに犯罪事実確認を完了できない場合等にも、内定の取消し等の必要な措置を講じる場合があります。詳細は、こども家庭庁ホームページをご確認ください。
（https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou）

こども家庭庁
ホームページ

４　受験手続

（１）申 込 要 領
添付の履歴書兼申込書に必要事項を記入し、写真を貼付のうえ、１１０円切手を貼付した返信用封筒を２通同封し、子ども総合センターへ郵送（簡易書留）又は持参してください。なお、希望する任用業務名は、令和９年度会計年度任用職員募集業務の中から選択し、履歴書兼申込書の所定の欄に記載してください。

- 複数の任用業務に応募することもできます。受験資格を確認のうえ、履歴書兼申込書上部の希望職種欄の該当する業務に〇を付け、希望する優先順位を記載してください。

- 郵送で申し込む場合は、封筒の表に『受験申込（希望する任用業務名）』と朱書きしてください。

（２）申込受付期間
令和8年１１月２日(月)～令和8年１１月１９日(木)（土日及び祝日を除く８時３０分～１７時１５分）

（３）提 出 書 類
履歴書兼申込書、返信用封筒２通（２３５mm×１２０mm：長形３号）
※返信用封筒には、郵便番号、住所及び氏名を明記し、それぞれ１１０円切手を貼付してください。

（４）そ　の　他
申込書の記載事項に不備がある場合は、受け付けできません。
受験資格に関わる事項の記載漏れ、写真の貼付漏れがないよう注意してください。

受験申込後、令和8年１２月１日までに受験票が届かない時、又はこの試験について不明な点がある場合は8時３０分から１７時１５分までの間に、下記までお問い合わせください。（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）なお、試験内容に関する質問にはお答えできません。

【申込受付先、問い合わせ先】　北九州市子ども総合センター庶務係（ウェルとばた７階）
〒８０４－００６７ 北九州市戸畑区汐井町１番６号　　電話番号（０９３）８８１－６７６７

今回の募集以外にも、北九州市子ども総合センターの会計年度任用職員の募集を行うことがあります。
募集を行う際は、北九州市のホームページ等にその旨を掲載いたします。